

議案第1号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるに当たり、我孫子市職員の定年等に関する条例、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の関係条例について所要の整備をするため提案するものです。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(我孫子市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>目次</u>	
<u>第1章 総則（第1条）</u>	
<u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u>	
<u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u>	
<u>（第6条—第11条）</u>	
<u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u>	
<u>（第12条・第13条）</u>	
<u>第5章 雜則（第14条）</u>	
<u>附則</u>	
<u>第1章 総則</u>	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
<u>第2章 定年制度</u>	
第2条 略 (定年)	第2条 略 (定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めているものについては、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものである

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものである

ため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は

ため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は

前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）第19条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第8号）第4条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

- 5 前各項の規定を実施するために必要な手續は、任命権者が定める。

第5条 略

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をす

ること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えること。

ない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引

き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任

用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）

の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雜則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 及び 2 略

(定年に関する経過措置)

附 則

1 及び 2 略

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から	61年
令和7年3月31日まで	
令和7年4月1日から	62年
令和9年3月31日まで	
令和9年4月1日から	63年
令和11年3月31日まで	
令和11年4月1日から	64年
令和13年3月31日まで	

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下の項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける</u>給料又は報酬の額の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料又は報酬の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、給料又は報酬の額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>我孫子市職員の分限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項、第28条第3項及び第4項並びに第29条の2第2項</u>の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(休職の事由)</u></p>	<p><u>職員の分限に関する手續及び効果に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職<u>及び休職の手續及び効果</u>並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第2条 法第28条第2項各号に掲げる

事由によるもののほか、任命権者は、職員が水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となつた場合には、当該職員を休職することができる。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格（職員の

意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表（我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）第5条第1項の給料表をいう。以下同じ。）の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任によ

り現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場

合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないうことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断す

るに足りると認められる事実
に基づき、当該適格性を欠くと
認められる場合において、指導
その他の措置を行つたにもか
かわらず、当該適格性を欠く状
態がなお改善されないとき（ア
及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は
予算の減少により職員の属する
職務の級の職の数に不足が生じ
た場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の人事評価
の結果が最下位の段階である場合そ
の他勤務の状況を示す事実に基づき
勤務実績がよくないと認められる場
合であり、かつ、当該職員がその職
務の級に分類されている職務を遂行
することが可能であると認められる
場合であつて、指導その他の措置を
行つたにもかかわらず、なお勤務実
績がよくない状態が改善されない場
合において、必要があると認めると
きは、当該職員を降号するものとす
る。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

(降任、免職及び休職の手続)

第6条 任命権者は、法第28条第1項
第1号の規定に該当するものとして
職員を降任し、若しくは免職する場
合、第4条第1号アの規定に該当す

るものとして職員を降格する場合又は前条の規定に該当するものとして職員を降格する場合は、公正で、かつ、客観的な人事評価又は勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて、行わなければならない。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第4条第1号イの規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 職員は、前項の規定による診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

4 任命権者は、法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は第4条第1号ウの規定に該当するものとして職員を降格する場合は、当該職員がその職に必要な適格性を欠くと認められる客観的な事実に基づいて行わなければならない。

5 法第28条第1項第4号の規定に該当する職員を降任し、若しくは免職する場合又は第4条第2号の規定に該当する職員を降格する場合におい

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

て、当該職員のうちいずれを降任し、若しくは免職し、又は降格するかは、任命権者が定める。

6 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第7条 略

第8条 略

第9条 略

(条件付採用期間中の職員等の分限)

第10条 任命権者は、条件付採用期間中の職員が法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合には、その意に反して、当該職員を降任し、又は免職することができる。

2 任命権者は、臨時的任用職員が法第28条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合又は法第22条の3第4項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する臨時的任用を必要とする事由がなくなった場合には、その意に反して、当該臨時的任用職員を免職することができる。

第11条 略

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第3条 略

第4条 略

第5条 略

第6条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(降給の種類の特例)

2 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに同条例附則第20項の規定による降給とする」とする。

(職員の意に反する降任等に係る通知の特例)

3 第6条第6項の規定は、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇格及び昇給)	(初任給、昇格及び昇給)
第6条 略	第6条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前の規則で定める期間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。	4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前の規則で定める期間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。
5 略	5 略
6 前項の規定にかかわらず、55歳に達した日以後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 前項の規定にかかわらず、55歳に達した日以後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
7から9まで 略	7から9まで 略
<u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>	
<u>第6条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給料</u>	<u>第6条の2 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適</u>

表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（地域手当）

第10条の3 地域手当は、民間の賃金水準、物価等を考慮し、職員に支給する。

2 略

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項にお

第10条の3 地域手当は、民間の賃金水準、物価等を考慮し、常勤の職員に支給する。

2 略

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」とい

いて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この項及び次項において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下この

う。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支

項において「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給対象期間につき、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自転車等の片道の使用距離に応じて4,400円以上28,000円以下の範囲内において規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により

給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給対象期間につき、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等の片道の使用距離に応じて4,400円以上28,000円以下の範囲内において規則で定める額(再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により

<p>通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額に<u>当該職員</u>の支給対象期間の月数を乗じて得た額</p>	<p>通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額に<u>その者</u>の支給対象期間の月数を乗じて得た額</p>
<p>3 略 (特殊勤務手当)</p>	<p>3 略 (特殊勤務手当)</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>前2項</u>に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (時間外勤務手当)</p>	<p>3 <u>前各項</u>に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (時間外勤務手当)</p>
<p>第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午</p>	<p>第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午</p>

前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 **定年前再任用短時間勤務職員**が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につ

前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 **再任用短時間勤務職員**が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 **（第2項の規定により読み替えて適用する場合）**

き、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務
100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）
(2) 略

5 勤務時間条例第4条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に對しては、当該時間1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の

を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務
100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
(2) 略

5 勤務時間条例第4条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に對しては、当該時間1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

175) から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合	175) から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合は</u> 、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
(2) 略	(2) 略
6 略 (休日勤務手当)	6 略 (休日勤務手当)
第16条 略	第16条 略
2 略	2 略
3 <u>前2項</u> において「休日」とは、勤務時間条例第10条に規定する休日（同条例第3条第3項の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）をいう。 (管理職員特別勤務手当)	3 <u>前各項</u> において「休日」とは、勤務時間条例第10条に規定する休日（同条例第3条第3項の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）をいう。 (管理職員特別勤務手当)
第19条の2 略	第19条の2 略
2及び3 略	2及び3 略
4 <u>前3項</u> に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当)	4 <u>前各項</u> に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当)
第20条 略	第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基

準日以前 6 月以内の期間における <u>当該職員</u> の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	準日以前 6 月以内の期間における <u>その者</u> の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)から(4)まで 略	(1)から(4)まで 略
3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。	3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。
4 から 6 まで 略 (勤勉手当)	4 から 6 まで 略 (勤勉手当)
第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、 <u>当該職員</u> の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、 <u>その者</u> の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各

	号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員	当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	3から5まで 略 (災害派遣手当)
第21条の2 略	3から5まで 略
2 略	2 略
3 <u>前2項</u> に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (<u>定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外</u>)	3 <u>前各項</u> に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (適用除外)
第21条の3 <u>第6条第3項から第9項まで、第10条、第10条の2及び第10条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u>	第21条の3 第10条、第10条の2及び第10条の4の規定は、 <u>再任用職員</u> には適用しない。

(給与からの控除)	(給与からの控除)
第24条の2 任命権者は、職員の給与を支給する際に掲げるものを当該職員の給与から控除することができる。	第24条の2 任命権者は、職員の給与を支給する際に掲げるものを当該職員の給与から控除することができる。
(1)から(7)まで 略	(1)から(7)まで 略
(8) 全国都市職員災害共済会が行う火災共済事業及び自動車共済事業の掛金	(8) 全国都市職員災害共済会が行う火災共済事業及び <u>全国町村職員生活協同組合</u> が行う自動車共済事業の掛金
<u>(9) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであつて、市長が適当と認めるもの</u>	
附 則	附 則
1から17まで 略 (<u>令和5年4月1日</u> から当分の間に支給する給料の特例)	1から17まで 略 (<u>令和4年4月1日</u> から当分の間に支給する給料の特例)
18 <u>令和5年4月1日</u> から当分の間、給料表の適用を受ける職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）のうち、その職務の級が5級から8級までのものに係る給料月額は、給料月額（ <u>附則第22項から第25項までの規定の適用を受ける職員</u> にあつては、これらの規定により支給される給料を含む。）から当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。	18 <u>令和4年4月1日</u> から当分の間、給料表の適用を受ける職員（ <u>再任用職員</u> を除く。）のうち、その職務の級が5級から8級までのものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

<p>生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(令和4年4月1日から当分の間に退職する場合の退職日給料月額)</u></p>
<p>19 前項の規定は、<u>千葉県市町村職員退職手当条例</u>（昭和30年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）に基づき支給する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、適用しない。</p>	<p>19 前項の規定は、<u>同項に規定する間に退職する職員の当該退職する日ににおける給料月額</u>については、適用しない。</p>
<p>20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	
<p>21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p>	
<p>(1) <u>臨時的任用職員</u>その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</p>	

- (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下こ

の項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料と

して支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

27 略

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分 号	級 級	1	2	3	4	5	6	7	8
		級	級	級	級	級	級	級	級
定年	再任	給料 月額							
		略	略	略	略	略	略	略	略

20 略

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分 号	級 級	1	2	3	4	5	6	7	8
		級	級	級	級	級	級	級	級
定年	再任	略	略	略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略	略	略

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員									用 職 員 以 外 の 職 員								
	基 準 給 料 月 額		再 任 用 職 員	基 準 給 料 月 額													
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	18 7, 70 0	21 5, 20 0	22 3, 20 0	25 5, 20 0	27 4, 60 0	28 9, 70 0	31 5, 10 0	35 6, 80 0	再 任 用 職 員	18 7, 70 0	21 5, 20 0	22 3, 20 0	25 5, 20 0	27 4, 60 0	28 9, 70 0	31 5, 10 0	35 6, 80 0

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。 <u>第3条第3項において</u> 「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。 <u>以下</u> 「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
2及び3 略 (扶養手当) 第6条 略	2及び3 略 (扶養手当) 第6条 略
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>60歳</u> 以上の父母及び祖父母 (4)及び(5) 略 (地域手当)	2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>60才</u> 以上の父母及び祖父母 (4)及び(5) 略 (地域手当)

第6条の2 地域手当は、民間の賃金水準、物価等を考慮し、職員に支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この号及び第3号において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で管理者が定めるもの（以下この号及び次号において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの

第6条の2 地域手当は、民間の賃金水準、物価等を考慮し、すべての職員に支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で管理者が定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員

<p>及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 略 (休日勤務手当)</p> <p>第10条 職員には、正規の勤務日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下<u>この項において</u>「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。以下同じ。）に当たつても、正規の給与を支給する。</p> <p>2 略 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第14条 第6条及び第6条の3の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。 (休職者の給与)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間いかなる給与も支給しない。</p>	<p>を除く。)</p> <p>(3) 略 (休日勤務手当)</p> <p>第10条 職員には、正規の勤務日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。以下同じ。）に当たつても、正規の給与を支給する。</p> <p>2 略 (<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第14条 第6条及び第6条の3の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。 (休職者の給与)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間いかなる給与も支給しない。</p>
--	--

(我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 我孫子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 略 (2) 我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続き</u> 勤務している職員 (3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>	(1) 略 (2) 我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続いて</u> 勤務している職員 (3) 略
(4) 略 (育児短時間勤務をすることができない職員)	(育児短時間勤務をすることができない職員)
第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続き</u> 勤務している職員 (3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>	第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続いて</u> 勤務している職員

<p><u>た管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4 第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」</u>という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5 第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>以下「再任用短時間勤務職員等」</u>という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 及び 3 略</p>
---	---

(我孫子市一般職の職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正)

第7条 我孫子市一般職の職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 略	第2条 略
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)から(3)まで 略	(1)から(3)まで 略
(4) 我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号） <u>第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限が延長された職員</u>	(4) 我孫子市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号） <u>第4条に規定する職員</u>
<u>(5) 我孫子市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>	
<u>(6) 略</u>	<u>(5) 略</u>
3 略	3 略

（我孫子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 我孫子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報告事項)	(報告事項)
第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法 <u>第22条の4 第1項</u> に規	第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法 <u>第28条の5 第1項</u> に規

定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(12)まで 略	定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(12)まで 略
---	---

(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に	(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める <u>職員</u> （以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に

加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 前条の勤務時間は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、4週間ごとの期間につき8日以上）の割合で週休日を設ける場合に限り、規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めるこ

加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 前条の勤務時間は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、4週間ごとの期間につき8日以上）の割合で週休日を設ける場合に限り、規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることがで

とができる。	きる。
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
3 <u>前2項</u> に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。	3 <u>前各項</u> に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第13条 職員は、任命権者の承認を得て、規則で定めるところにより、1年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）につき20日を超えない範囲内（育児短時間勤務職員等及び <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）において年次有給休暇を受けることができる。	第13条 職員は、任命権者の承認を得て、規則で定めるところにより、1年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）につき20日を超えない範囲内（育児短時間勤務職員等及び <u>再任用短時間勤務職員</u> にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）において年次有給休暇を受けることができる。
2 略	2 略
(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)	(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)
第20条 非常勤職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。	第20条 非常勤職員（ <u>再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

(我孫子市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 我孫子市職員の再任用に関する条例（平成25年条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第11条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

（我孫子市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（第1条の規定による改正後の我孫子市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における第1条の規定による改正前の我孫子市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（我孫子市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年

をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。) に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前号に掲げる者を除く。)

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」

という。) 第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者うち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、

当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方

公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における毎年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(我孫子市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下の条及び附則第12条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び附則第15条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項、第5

項及び第7項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される我孫子市一般職の職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)(附則第14条において「育児短時間勤務等」という。)をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される我孫子市一般職の職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例(以下この条及び附則第14条において「新給与条例」という。)の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条例第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係

る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第6条第3項から第9項まで、第10条、第10条の2及び第10条の4並びに附則第18項及び第19項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第6条の3の規定は、適用しない。

(我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 育児短時間勤務等を行う職員に対する新給与条例附則第20項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(規則への委任)

第16条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。